

姫路市若年がん患者の在宅療養支援事業実施要綱

平成 28 年 4 月 1 日制定

令和 3 年 3 月 17 日改正

令和 3 年 7 月 12 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

令和 8 年 7 月 17 日改正

(目的)

第1条 この要綱は、若年者の末期がん患者が、住み慣れた自宅で、最期まで自分らしく安心して日常生活が送れるよう在宅における生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 次条に規定する対象者にサービスを利用するための費用の一部又は全部を助成する姫路市若年がん患者の在宅療養支援事業をいう。
- (2) 助成金 事業を利用した者に市が助成する給付金をいう。
- (3) 利用者 事業の利用決定を受けた者をいう。
- (4) サービス 次のア及びイに掲げる在宅生活における訪問介護及び福祉用具貸与をいう。

ア 在宅生活における訪問介護 身体介護、生活援助、通院等乗降介助、相談、助言その他の日常生活上の世話に必要となるもの

イ 別表に定める福祉用具の貸与

- (5) サービス提供事業者 サービスを提供する事業者をいう。

(対象者)

第3条 事業を利用することができる者は、市内に住所を有し、治癒を目的とした治療を行わずに在宅で生活する18歳以上40歳未満の末期がん患者とする。ただし、

18歳以上20歳未満の者で、小児慢性特定疾病医療費助成制度を利用しているものを除く。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、利用者が負担するサービスの利用料金（以下「利用料」という。）の9割に相当する額とし、利用料の上限額は、月額6万円とする。ただし、生活保護受給者については、助成金の額は、利用料の10割に相当する額とし、利用料の上限額は、月額6万円とする。

2 第2条第4号アのサービスについては、1週間あたり3回までの利用を助成の対象とする。

(申請)

第5条 事業を利用しようとする者は、姫路市若年がん患者の在宅療養支援事業利用申請書（様式第1号）及び意見書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(医師の意見の聴取)

第6条 市長は、必要と認める場合には、当該申請者に関して、医師の意見を求める。

(決定及び通知)

第7条 市長は、第5条の規定により申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、事業の利用を認めることを決定したときは、姫路市若年がん患者の在宅療養支援事業利用決定通知書(様式第3号)を、利用を認めないことを決定したときは、姫路市若年がん患者の在宅療養支援事業利用不決定通知書（様式第4号）を、当該申請者に送付して通知するものとする。

2 利用の資格の有効期間の始期は、申請のあった日とし、有効期間の終期は、申請のあった日の属する年度の末日までとする。

3 次年度においても継続して事業を利用しようとする者は、有効期間満了日までに姫路市若年がん患者の在宅療養支援事業利用申請書（様式第1号）を提出するものとする。

(変更等の届出義務)

第8条 利用者は、事業の利用期間中において次の各号のいずれかに該当したときは、姫路市若年がん患者の在宅療養支援事業利用変更（廃止）申請書（様式第5号）によ

り、速やかに市長に届け出るものとする。

- (1) 住所の変更
 - (2) 主治医の変更
 - (3) サービス提供事業者の変更
 - (4) 事業を利用する必要がなくなったとき
- (変更決定及び変更通知)

第9条 市長は、前条の規定により変更申請書を受理したときは、速やかに変更承認の可否を決定し、姫路市若年がん患者の在宅療養支援事業利用変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(利用の中止又は取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を中止し、又は取り消すことができる。

- (1) 疾病等により事業を利用することが困難であると認められるとき。
- (2) 市長が助成することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による中止又は取消しをしたときは、姫路市若年がん患者の在宅療養支援事業利用取消（中止）通知書（様式第7号）により、利用者に通知するものとする。

(サービス提供事業者への依頼)

第11条 利用者は、自らサービス提供事業者へサービス提供を依頼するものとする。

(助成金の請求)

第12条 利用者は、姫路市若年がん患者の在宅療養支援事業利用助成金交付請求書（様式第8号）により市長に助成金を請求するものとする。

2 利用者が前項の請求をするときは、利用料の領収書、姫路市若年がん患者の在宅療養支援事業実施報告書（様式第9号）及び姫路市若年がん患者の在宅療養支援事業利用決定通知書（様式第3号）を添付し、市長に提出するものとする。

(請求の委任)

第13条 利用者は、サービス提供事業者に助成金の請求及び受領に関する手続きをさせようとするときは、委任状（様式第10号）を提出するものとする。

2 前項の規定により助成金の請求及び受領を行うサービス提供事業者は、市長に助成金を請求するときは、姫路市若年がん患者の在宅療養支援事業助成金交付請求書（様式第8号）、姫路市若年がん患者の在宅療養支援事業実施報告書（様式第9号）及び姫路市若年がん患者の在宅療養支援事業利用決定通知書（様式第3号）の写しを市長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第14条 市長は、前2条に基づく請求があった場合においては、当該請求が適法であると認めるときは、請求者に対し30日以内に助成金を交付するものとする。

（助成金の交付の取消し等）

第15条 市長は、不正な手段により助成金の交付を受けた者があると認めたときは、当該事業の利用を取り消し、当該助成金の全部を返還させる。

（調査等）

第16条 市長は、必要と認める場合には、事業実施状況等について調査を行うものとする。

（補則）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年3月17日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年7月17日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。